

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織（資料1-1-1～3参照）

I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、さらに、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第3項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、18年度末現在、全体で一般職1,340名及び特別職5名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名）の体制となっている。

II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

III 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

IV 組織編成の特徴

金融庁は、金融システム改革の進展等を踏まえ、従来型の銀行・保険・証券といった縦割り型の組織ではなく、企画・検査・監督・監視といった機能別組織編成を採用している。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各部局が相互に適切な緊張関係を確保しつつ、密接な連携を図る組織的基礎が作られている。

第2節 平成19年度の体制整備（資料1-2-1参照）

金融サービスの利用者保護を図り、利用者が安心して安全に取引を行うことができるよう、市場監視機能の強化及び消費者保護施策等の推進、並びに郵政民営化への対応を中心に、以下のとおりの体制整備が認められた。

（1）市場監視機能の強化〔41人〕

- ① 「基本方針2006」や金融商品取引法の施行に伴う規制対象の拡大等を踏まえ、証券取引等監視委員会事務局に次長を設置（2次長体制）するなど証券市場監視体制を大幅に強化するとともに、監督体制を整備。
- ② 恒常的に変貌を遂げている市場・企業開示に係る制度の企画立案体制を強化。

（2）消費者保護施策等の推進〔9人〕

- ① 貸金業の利用者保護のための検査・監督体制及び金融サービス利用者相談の体制を強化するとともに、消費者保護施策等の推進に関する制度の企画・立案体制を強化。

（3）郵政民営化への対応〔12人〕

郵政民営化法により金融庁の監督対象となる郵便貯金銀行及び郵便保険会社に対する的確な監督を実施するため、総務企画局参事官（郵便貯金・保険監督担当）を設置するなど、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に対する検査・監督体制を整備。

	18年度末定員	19年度増員	計画削減・振替等	19年度末定員
総務企画局	304	10	▲18	296
検査局	454	8	▲11	451
監督局	221	16	1	238
証券取引等監視委員会	318	26	▲3	341
公認会計士・監査審査会	43	4	—	47
計	1,340	64	▲31	1,373

（注）総務企画局の「計画削減・振替等」には、計画削減及びF I Uの警察庁への移管に伴う振替減等が含まれている。